

令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の既存住宅の断熱改修を促進することで、家庭部門における省エネルギー化を図り、もってゼロカーボンシティの推進に寄与するために、令和7年度予算の範囲内において、弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 第6条に規定する申請書の提出時において市内に存する居住の用に供する一戸建て建築物（店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある建築物を含む。）をいう。
- (2) 断熱改修工事 住宅の断熱化を図る工事であって、次に掲げるもの（アからウまでにあっては工事後の熱貫流率が $2.33\text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下となるもの、エにあっては熱伝導率が $0.052\text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下のノンフロン製品である断熱材を用いるものに限る。）をいう。
 - ア 内窓設置工事（既存の窓の内側に新たに窓を新設するもの又は既存の内窓を取り除き、新たな内窓に交換するもの）
 - イ 外窓交換（既存の窓を除去し、新たな窓に交換するもの）
 - ウ ガラス交換・ドア交換（既存の窓等のガラス又はドア等を除去し、新たなガラス又はドアに交換するもの）
 - エ 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修
- (3) 補助事業 次に掲げる要件を全て満たす断熱改修工事を行う事業をいう。
 - ア 使用する材料等が未使用品であること。
 - イ 補助金の交付の決定を受けた後に着工するものであること。
 - ウ 居住の用に供する部分に係るものであること。
 - エ 市の他の補助金又は国、県、その他の公的機関からの補助金を活用するものでないこと。
 - オ 増改築に伴うものでないこと。
 - カ 市長が不適当と認めるものでないこと。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に該当する個人とする。

- (1) 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）を所有する者（対象住

宅が共有物である場合にあっては、補助事業の実施について対象住宅の共有者全員の同意を得た者)

- (2) 対象住宅に居住している者又は第10条に規定する実績報告書の提出までに居住する予定がある者
- (3) 令和4年度から令和6年度までにおいて納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に直接要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計に3分の1を乗じて得た額（当該得た額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は100,000円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 工事内訳書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）（対象住宅を共有する者がいる場合に限る）
- (4) 対象住宅の登記事項証明書
- (5) 住民票の写し（申請時において、申請者が対象住宅に居住している場合に限る。）
- (6) 断熱改修に使用する材料等の断熱性能がわかる書類
- (7) 補助事業に要する費用の見積書
- (8) 対象住宅の外観及び工事箇所の施工前の写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和7年11月28日とする。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の実施のために行う工事の施工は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。）又はゼロカーボンシティひろさき推進協議会の会員である業者に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認めたときは、全号に規定す

る業者以外の業者に発注することができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ市長に理由書（様式第6号）を提出しなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出して、その承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付決定)

第8条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金交付決定通知書（様式第8号）とする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として市長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

2 前項の申請の取下げは、令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金交付申請取下書（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第10号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第11号）

(2) 工事内訳証明書（様式第12号）

(3) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し

(4) 住民票の写し（第6条に規定する申請時において、住民票の写しを添付していない場合に限る。）

(5) 工事箇所の施工後の写真

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第7条第4号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和8年3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金交付額確定通知書（様式第13号）とする。

(補助金の請求等)

第12条 補助金の請求は、令和7年度弘前市既存住宅断熱改修事業費補助金請求書（様式第14号）を市長に提出して行うものとする。

2 補助金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振込により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。